

No. 12 構造・設備指針への適合状況

No. 12 構造・設備指針への適合状況

(1) 最終処分場

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-1 共通基準	指針記載事項	対応内容
4-1-1 囲い等	<p>埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。</p> <p>① 処分場区域の周囲には、囲いが設けられていること。</p> <p>② 処分場区域が人のみだりに立ち入ることができないようになっていない事業場内にある場合、又は埋立地の周囲が人のみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合は、その周囲については囲いを設ける必要がないこと。</p> <p>③ 囲いの構造等は、原則として表-4.1.1.1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧、地震その他の振動及び衝撃により、容易に転倒し、破壊されない安全な構造とすること。ただし、処理施設区域周辺に人家や交通量の多い道路のない地域にあっては、表-4.1.1.2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。</p> <p>【表-4.1.1.1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤面より1.8m以上 ・鋼製ネットフェンス、又は亜鉛めっき鋼板 ・おおむね10mに1カ所の幅2m程度の風抜きを設置 ・支柱は耐久性のある材質とすること <p>(注) 風抜きは、鋼製ネットフェンスと同等又はそれ以上の耐久性を有する構造とすること。</p> <p>【表-4.1.1.2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤面より1.8m以上 ・有刺鉄線(1種)(線径2.0mm以上) ・支柱間隔は2.0m以内 ・張り間隔は0.3m以下の6本張り以上 ・支柱は耐久性のある材質とすること(木製の場合は末口15cm以上、長さ3m以上(根入れ1m以上)) 	<p>処理施設区域の周辺には、みだりに人が立ち入るのを防止するための囲いを設置する。</p> <p>① 同上</p> <p>② 同上</p> <p>③ 囲いは、既設処分場と同じく高さ2.0mの波板亜鉛引鉄線構造とする。なお、人通りの少ない山側の囲いは有刺鉄線構造とする。(それぞれ構造は別紙のとおり)</p>
4-1-2 閉鎖後の囲い等	<p>④ 出入口は、原則として1ヶ所とし、囲いと同等の構造を有し、施錠できるものとする。</p> <p>閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。</p>	<p>④ 出入口は1ヶ所で、既設処分場の出入口を利用する(観音開き格子状)。施錠は南京錠により行う。閉鎖後、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭を設ける。</p>
4-1-3 表示等	<p>① 閉鎖後の囲い等は、安易に転倒、破壊、撤去等されないものとし、杭による場合は4-1-4の区域杭の構造を参考とすること。</p> <p>② その他の設備には標識、境界線等があげられること。</p> <p>入口の見やすい箇所に、最終処分基準省令様式1及び様式2により廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。</p>	<p>① 囲い等は、安易に転倒、破壊、撤去等されないものとする。</p> <p>② -</p> <p>門扉付近に最終処分場であることを文書・図面等により表示する壁面埋込板を設ける。</p>
	<p>① 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。</p> <p>② その他の設備には、看板、壁面埋込板等があげられること。</p> <p>③ 表示と併せて、その最終処分場の構造を明示した図面(平面図、縦断面図、標準断面図等)を掲示することが望ましいこと。</p>	<p>① 同上</p> <p>② 同上</p> <p>③ 同上</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-1 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
4-1-4 最終処分場を表示する区域杭等	<p>① 最終覆土を含む埋立区域には、図-4.1.1を参考に区域杭等を設置し、区域を明確にすること。開発区域についても区域を明示した区域杭を設置することが望ましいこと。</p> <p>② 区域杭等は、安易に転倒、破壊、撤去等されないものとし、原則としてすべての変化点に設置すること。</p> <p>③ すべての区域杭等は、座標確定するとともに、座標図、座標リストを保管すること。</p>	<p>① 埋立区域及び開発区域において、安易に転倒、破壊、撤去等されないものとし、すべての変化点に区域杭を設置する。</p> <p>② 同上</p> <p>③ すべての区域杭等は、座標確定するとともに、座標図、座標リストを保管する。</p>
4-1-5 水準点及び基準点の設定	<p>① 開発区域内に任意の水準点を沈下等変位の位置に2箇所以上設置し、点名及び標高を明記すること。</p> <p>② 開発区域内に任意の基準点を沈下等変位の位置に2箇所以上設置し、基準点名を明記すること。</p> <p>③ 水準測量及び基準点測量の結果は、最終処分場の廃止まで確実に保管すること。</p> <p>④ 水準点及び基準点は、残余容量算定のための測量等を使用するため、維持管理が容易で、使用しややすい位置に設置すること。</p> <p>⑤ 水準点及び基準点は、兼用して差し支えないものとする。構造は図-4.1.1の設置例を参考に、安易に転倒、破壊、撤去等されない構造とする。</p>	<p>① 開発区域内に任意の水準点及び基準点を兼用する杭を沈下等変位の位置に2箇所設置し、点名及び標高を明記する。</p> <p>② 同上</p> <p>③ 水準測量、基準点測量の結果は最終処分場の廃止まで確実に保管する。</p> <p>④ 水準点及び基準点は、残余容量算定のための測量等を使用するため、維持管理が容易で、使用しややすい位置に設置する。</p> <p>⑤ 水準点及び基準点は、兼用し、安易に転倒、破壊、撤去等されない構造とする。</p>
4-1-6 保安距離	<p>① 保安距離は、開発区域と埋立区域の間に、原則として水平距離で2.0m以上を確保すること。ただし、隣接地の土地利用状況、最終処分場の構造等により必要に応じた保安距離を確保すること。（図-4.1.2参照）</p> <p>② 構造物の設置位置</p>	<p>① 土堰堤の法尻及び埋立区域全体から処分場境界まで保安距離を水平距離で2.0m以上確保する。</p> <p>② 同上</p>
4-1-7 搬入道路等	<p>① 搬入道路は、擁壁等の構造物については基礎部分より、そして土えん堤の場合のはり尻より、①の保安距離を確保すること。</p> <p>② 搬入道路に既存の道路を使用する場合は、当該道路の管理者と協議を行い、必要に応じて道路の拡幅又は待避所等の設置により大型車両の通行に支障のないものとする。</p> <p>③ 管理用道路、埋立区域内の場内道路は、施設の維持管理及び埋立作業の支障とならないよう計画すること。</p>	<p>① 搬入道路は、現在既設処分場で利用している道路と同じ道路を利用し、一部拡幅を行う。</p> <p>② 管理用道路、埋立区域内の場内道路は、施設の維持管理及び埋立作業の支障とならないよう計画した。</p>
4-1-8 覆土用土砂の保管設備	<p>① 覆土用土砂を保管できる場所を設けること。</p>	<p>処分場区域内に、覆土用土砂を保管できる場所を設ける（別紙平面図に示す）。</p>
4-1-9 消火設備	<p>火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器・貯水槽等その他必要な消火設備を設けること。</p>	<p>火災発生を防止するために覆土をする等必要な措置を講ずるとともに、消火器等の消火設備を設ける。</p>
4-1-10 洗車設備	<p>必要に応じて、タイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備（原則としてピット構造のものであること）を有すること。</p>	<p>既設処分場にタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができるピット構造の設備があり、それを利用する。</p>
4-1-11 駐車設備	<p>車両の通行及び廃棄物の処理に支障が生じないよう、必要に応じて駐車設備を設けること。</p>	<p>駐車設備は設けられないが、車両の通行及び廃棄物の処理に支障が生じないよう駐車する。</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-1 共通基準	区分	指針記載事項	対応内容
4-1-12	管理事務所	<p>① 最終処分場の維持管理を行うために、原則として処分場区域内に管理事務所を設置すること。</p> <p>② 他法令の規制により①の管理事務所が設置できず、設置者の最寄りの本社事務所等を管理事務所とする場合は、最終処分基準省令に規定された基準に適合した維持管理が可能な体制を確保すること。</p> <p>③ 法令に定める維持管理記録、図面等は、常に具備されるものであること。</p> <p>④ 受け入れられる廃棄物の品目及び数量が受入基準に適合していることを確認できるよう、当該廃棄物の性状確認及び計量を行うことができる設備を設けること。</p> <p>⑤ 最終処分場による地下水への影響の有無を判断することができる2箇所以上の観測井又は地下水集排水設備を設けること。</p> <p>⑥ 観測井、地下水集排水設備に代えて地下水を採取できる設備（既存井戸、土質調査用ボーリング等）がある場合は、これを活用しても差し支えないこと。</p> <p>⑦ 地下水の流向が把握できる場合には、原則として、埋立地の上流側及び下流側にそれぞれ観測井を設置すること。</p> <p>⑧ 観測井の深さは、原則として第一帯水層までとする。なお、第一帯水層が10mを超える地域若しくは第一帯水層の深さが明確でない地域にあつては、埋立地と接する帯水層の汚染の有無が監視できると認められる深さとすること。</p> <p>⑨ 観測井は、管径100mm以上とすることが望ましいこと。第一帯水層にストレーナーを設けるなど地下水採取ができる設備であること。（図-4.1.3）</p> <p>⑩ 観測井の上部は、孔内への表土や異物の混入を防止できる構造であること。</p>	<p>① 最終処分場の維持管理を行うための既存の管理事務所が最終処分場内にある。</p> <p>② 同上</p> <p>③ 法令に定める維持管理記録、図面等は、常に具備しておく。</p> <p>④ 計量は既存の設備を利用し、場内に展開検査場所を設ける。</p> <p>地下水監視井戸が上下流に設けられている。</p> <p>① 同上</p> <p>② 同上</p> <p>③ 観測井の深さは、最終処分場の観測井が第一帯水層の高さ以上であるため、この値を参考として、上流部観測井戸の深さを50m、下流部観測井戸の深さを35mとする。</p> <p>④ 地下水観測井戸は管径150mmであり、ストレーナーが設けられている。</p> <p>⑤ 観測井の上部は、孔内への表土や異物の混入を防止できる縞鋼板を設ける。</p> <p>沈下の可能性があると考えられる谷部の谷底堆積物を取り除き、良質土で置換える。</p>
4-1-14	地滑り防止工・地盤沈下防止工	<p>① 現地踏査、地質調査、地下水調査等により埋立地周辺の地形、地質状況を明らかにし、地滑り、地盤沈下等の可能性について調査を行うこと。</p> <p>② 地滑り防止工、地盤沈下防止工の調査・設計は、原則として下記の設計基準等に準拠するとともに、廃棄物の最終処分場であることを考慮して行うこと。</p> <p>ア 地滑り防止工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路土工 切土工・斜面安定工指針」 ・ 「建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編 [II]」 <p>イ 地盤沈下防止工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路土工 軟弱地盤対策工指針」 ・ 「防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例」 	<p>① 現地踏査、地質調査、地下水調査等により埋立地周辺の地形、地質状況を明らかにし、地滑り、地盤沈下等の可能性について調査を行った。</p> <p>② 地滑り防止工、地盤沈下防止工の調査・設計は、下記の設計基準等に準拠するとともに、廃棄物の最終処分場であることを考慮して行った。</p> <p>ア 地滑り防止工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路土工 切土工・斜面安定工指針」 ・ 「建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編 [II]」 <p>イ 地盤沈下防止工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路土工 軟弱地盤対策工指針」 ・ 「防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例」

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

区分	共通基準	指針記載事項	対応内容
4-1-15	構造物の設計	<p>埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他設備は自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>① 必要に応じて埋め立てる廃棄物の性状、設置箇所、地質・土質、水文および施工条件等、設計に必要な基本事項を調査すること。</p> <p>② ①の調査結果、埋立容量、施工性等を総合的に検討し貯留構造物の種類・構造形式及び基礎形式を選定すること。</p> <p>③ 貯留構造物の設計にあたっては、原則として下記の設計基準等に準拠すること。</p> <p>ア 重力式コンクリートダム</p> <p>イ 「建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編〔I〕」</p> <p>ウ 盛土ダム</p> <p>・ 「土地改良事業計画設計基準 設計・ダム」</p> <p>・ 擁壁</p> <p>・ 「道路土工 擁壁工指針」</p>	<p>堰堤盛土の安定計算を行っている。</p> <p>① 埋め立てる廃棄物の性状、設置箇所の地形、地質・土質、地下水および施工条件の基本事項を調査した。</p> <p>② ①の調査結果から堰堤盛土とした。</p> <p>③ 堰堤盛土の設計にあたって下記の設計基準等に準拠するとともに、廃棄物の最終処分場であることを考慮した。</p> <p>イ 盛土ダム</p> <p>・ 「土地改良事業計画設計基準 設計・ダム」</p>
		<p>④ 貯留構造物の高さは、外周のり面を貯留施設とする場合には、浸出水が周辺地に流出しないよう貯留構造物の天端標高が埋立地外周地盤高さより低くなるよう計画すること。</p> <p>⑤ 設計荷重の種類は次のものが考えられるが、構造物の種類及び各設計基準に基づき荷重条件を明確に設定すること。</p> <p>ア 自重</p> <p>イ 静水圧</p> <p>ウ 廃棄物圧</p> <p>エ 地震時慣性力</p> <p>オ 間隙水圧</p>	<p>④ 堰堤盛土の高さは、浸出水が周辺地に流出しないよう堰堤盛土の天端標高が埋立地外周地盤高さより低くなるよう計画した。</p> <p>⑤ 土堰堤の安定計算において、以下の荷重条件を明確に設定している。</p> <p>ア 自重</p> <p>イ 静水圧</p> <p>ウ 廃棄物圧</p> <p>エ 地震時慣性力</p> <p>オ 間隙水圧</p>
		<p>⑥ 設計荷重の組み合わせは、少なくとも次の4ケースについて検討することとし、条件に合わせて適宜、追加削除をするものとする。</p> <p>【1 完成直後・空虚時】 構造物上流が空虚な状態、設計震度は100%とする。</p> <p>【2 埋立中・洪水時】 構造物上流に浸出水が貯水（満水位）さ</p> <p>【3 埋立終了・洪水時】 廃棄物の理立が終了し、埋立面まで浸出水で満たされている。設計震度は50%とする。</p> <p>【4 埋立終了・地震時】 廃棄物の理立が終了し、跡地利用のためは100%とする。</p>	<p>⑥ 設計荷重の組み合わせは、次の4ケースについて検討した。</p> <p>【1 完成直後・空虚時】 構造物上流が空虚な状態、設計震度は100%とする。</p> <p>【2 埋立中・洪水時】 構造物上流に浸出水が貯水（満水位）さ</p> <p>【3 埋立終了・洪水時】 廃棄物の理立が終了し、埋立面まで浸出水で満たされている。設計震度は50%とする。</p> <p>【4 埋立終了・地震時】 廃棄物の理立が終了し、跡地利用のためは100%とする。</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

区分	共通基準	指針記載事項	対応内容
4-1	共通基準	<p>⑦ 地震時における安定検討各設計基準に基づき、地震時の検討を行うものとする。</p> <p>⑧ 基礎地盤の土質調査基礎地盤について、原則、土質調査により安定計算に必要な土質定数等を決定すること。土質調査を行うことが困難な場合は、各設計基準に基づき適切に土質定数等を決定すること。</p> <p>⑨ 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。</p> <p>⑩ コンクリート、鋼材等は接触する水等の性状により腐食する場合があり、コンクリートについては、酸、海水、塩類、動植物油類等が影響を及ぼすため十分注意すること。</p> <p>⑪ 腐食防止対策として、コンクリートの場合には、配合設計、打ち込み、養生等の施工管理による対応のほか、樹脂等による被覆、塗装、アスファルト被覆等の対策があり、鋼材の場合には、モルタル又はコンクリートによる被覆、樹脂等による被覆、塗装、電気防食、腐食を考慮した厚さの設定等による対策があること。</p> <p>⑫ 埋立区域の周囲には、地表水が埋立地へ流入することを防止できる排水路を設けること。</p> <p>⑬ 地表水が埋立地に流入しないように集水域に応じた排水路等で地表水を排除し、保水等の量を抑制する必要があること。また、安定型最終処分場についても維持管理の観点から設置することが望ましいこと。</p> <p>⑭ 排水路は、開渠とし、埋立区域外を通すコンクリート構造等とすること。ただし、地形その他の状況によりやむを得ず延長の長い暗渠となるときは、清掃その他の維持管理のため、内空高1.5m以上を確保すること。また、沈砂槽、立木除去等を検討すること。</p> <p>⑮ 他法令に係る付替水路については、原則として処分場区域外を通すものとし、構造等については関係基準に従うものとする。</p> <p>⑯ 雨水流出量の算定</p> <p>ア 雨水流出量の算定は、原則として下記の合理式(式1)を用いて算定すること。$Q_p = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ (式1)</p> <p>イ 流出係数は、流域の地質、将来における流域の土地利用状況を考慮して決定するものとするが、表-4.1.2を標準とすること。</p> <p>ウ 洪水到達時間内の降雨強度</p> <p>a 洪水到達時間は、表-4.1.3を標準とすること。</p> <p>b 降雨強度は、確率別継続時間降雨強度曲線により求めるものとして、降水確率は30年を原則とするが、埋立期間等を考慮して設定すること。ただし、下流域の状況によっては、その状況を横計の上、別途決定できるものとする。</p> <p>c 確率別継続時間降雨強度曲線は巻末資料7を参考のこと。</p> <p>エ 流域面積は、流域界、及び排水系統等を十分調査して決定すること。</p>	<p>⑦ 埋立終了・地震時についての安定計算を行った。</p> <p>⑧ 2箇所でボーリング調査を実施した。</p> <p>本計画は安定型処分場であり、廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状によるコンクリート、鋼材等の腐食は起こらない。</p> <p>① 同上</p> <p>② 同上</p> <p>埋立区域の周囲には、地表水が埋立地へ流入することを防止できる排水路を設けている。</p> <p>① 同上</p> <p>② 排水路は土堰堤部を横断する函渠を除き埋立区域外を通すコンクリート構造の開渠である。また、土堰堤部を横断する函渠は内空高1.5mとした。</p> <p>③ 他法令に係る付替水路はない。</p> <p>④ 雨水流出量の算定</p> <p>ア 雨水流出量の算定は、合理式$Q_p = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$を用いて算定した。</p> <p>イ 流出係数は、表-4.1.2を利用した。</p> <p>ウ 洪水到達時間内の降雨強度</p> <p>a 洪水到達時間は、表-4.1.3を標準とした。</p> <p>b 降雨強度は、確率別継続時間降雨強度曲線により求めるものとして、降水確率は30年とした。</p> <p>c 確率別継続時間降雨強度曲線は巻末資料7を参考とした。</p> <p>エ 流域面積は、流域界、及び排水系統等を十分調査して決定した。</p>
4-1-16	腐食防止		
4-1-17	排水路		

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

区分	指針記載事項	対応内容
4-1 共通基準	<p>⑤ 断面の決定 ア 断面の決定は、下記の(式2)を用いて算定すること。 $Q = A \cdot V$ (式2) イ 平均流速は、下記の Manning式(式3)を用いて算出することとする。 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ (式3)</p> <p>ウ 粗度係数は、表-4.1.4を標準とする。 エ 断面の余裕は、表-4.1.5を標準とすること。 ⑥ 急勾配となる排水路について、屈曲部等における水はねによる土砂流出に対処する構造とする。構造は巻末資料8を参考のこと。</p>	<p>⑤ 断面の決定 ア $Q = A \cdot V$を用いて断面を決定する。 イ 平均流速は Manning式を用いて算出した。 ウ 二次製品仕様のため粗度係数0.013を使用している。 エ 断面の余裕は表-4.1.5を標準としている。 ⑥ 急勾配となる排水路が存在しない。</p>
4-1-18	<p>防災調整池及び沈砂池</p> <p>① 原則として最終処分場の開発中及び開発後の30年確率雨量強度におけるピーク流量が、下流河川等で流下不可能な場合には、開発による雨水の流出増に対応できる防災調整池を設けるものとし、設計基準等は以下に準拠すること。 なお、降水強度の確率規模は、雨水排水路など関係する各施設との関連性を考慮して、整合性のある年超過確率を設定すること。 ・「防災調整池等技術基準(案)解説と設計実例」 ・「鳥取県林地開発条例に規定される開発許可の基準」</p> <p>② 防災調整池の設置が必要ない最終処分場においては、埋立区域外の流末部に沈砂池を設置することとし、その必要面積は、(式4)により算定のこと。</p> <p>③ 式4における処理水量(Q)の算定は、4-1-17④によるものとし、開発区域からの流出水を対象として、雨量は降雨確率3年の時間降雨強度を標準とする。 また、沈降速度は表-4.1.7によるものとし、比重2.65、直径0.074mmの粒子の速度 4 mm/sec (1.4.4 m/h)を標準とする。</p> <p>④ 沈砂池面積は、必要面積Aの1.5～2.0倍を見込むものとする。</p> <p>⑤ 沈砂池の深さは、沈澱物が再懸濁するおそれのない水深(1m程度)を考慮し、これに表-4.1.6を標準とする年間流出土砂量を、池底に堆積させるのに必要な深さを加えた深さとする。 また、堆積土砂量を検討し、浚渫の維持管理計画を立てるものとする。</p> <p>⑥ 沈砂池の構造は、壁面が容易に崩壊せず、止水性が十分確保できるものとし、素掘りでないものとする。</p> <p>① 切土</p> <p>ア 地山の土質に対する切土のり面勾配は、表-4.1.8に掲げる基準によるものとし、一層の切土高は5m以下とすること。 イ 切土の高さは、原則として表-4.1.8の切土高の上限までとすること。 ウ 小段は以下のとおり設置すること。</p>	<p>① 30年確率雨量強度によるピーク流量は、下流断面において流下可能と判定されたため、防災調整池の設置は不要と判断した。</p> <p>② 防災調整池が不要なため、埋立区域外の流末部に沈砂池を設置する。その必要面積は $A = Q / U0$により算定した。</p> <p>③ 式4における処理水量(Q)の算定は、4-1-17④によるものとし、開発区域からの流出水を対象として、雨量は降雨確率3年の時間降雨強度を標準とした。 沈降速度は表-4.1.7によるものとし、比重2.65、直径0.074mmの粒子の速度 4 mm/sec (1.4.4 m/h)を標準とした。 ④ 沈砂池面積は、必要面積Aの1.5倍を見込むものとした。</p> <p>⑤ 沈砂池の深さは、沈澱物が再懸濁するおそれのない水深(1m程度)を考慮し、これに表-4.1.6を標準とする年間流出土砂量を、池底に堆積させるのに必要な深さを加えた深さとした。 また、堆積土砂量を検討し、浚渫の維持管理計画を立てるものとした。 ⑥ 沈砂池の構造は、壁面が容易に崩壊せず、止水性が十分確保できるコンクリート構造とした。</p> <p>① 切土 ア 地山の土質に対する切土のり面勾配は、表-4.1.8に掲げる基準によるものとし、一層の切土高は5m以下とした。 イ 切土の高さは、表-4.1.8の切土高の上限までとした。 ウ 小段は以下のとおり設置した。</p>
4-1-19	<p>崩壊防止</p>	<p>① 切土</p> <p>ア 地山の土質に対する切土のり面勾配は、表-4.1.8に掲げる基準によるものとし、一層の切土高は5m以下とした。 イ 切土の高さは、表-4.1.8の切土高の上限までとした。 ウ 小段は以下のとおり設置した。</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-1 共通基準	指針記載事項	対応内容
区分		
4-1-20	隣接地の雨水等の処理	ウ のり面の小段で排水の必要性があると考えられる部分に排水路を設ける。 ① 最終処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滯水するおそれがある場合は、これを常時排水できる設備が設けられていること。 ② 排水設備は理立をした陸棄物と接触しないよう考慮して設置されていること。 ③ 構造等 ア 断面等の決定は、4-1-17の規定によること。 イ 必要に応じ地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講ずること。
4-1-21	景観等への配慮	イ 構造物は原色を使わず、土、コンクリート製、鉄製のものを利用しているため、景観を損なわない。

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-2 安定型最終処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
4-2-1 貯留構造物	<p>① 擁壁 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。 ア 擁壁には埋立地内部の雨水等の水圧がかからないように排水孔、排水材を設置すること。 イ 擁壁には伸縮目地を設け、適切な止水板、目地材を設置すること。 ウ 擁壁の構造形式・寸法の選定に当たっては、各種構造形式の特徴を十分理解したうえで、設置箇所の地形、土質、施工条件、周辺構造物や地震・豪雨等の自然災害による影響を総合的に検討し決定すること。 ② 土えん堤 ア 原則として均一型土えん堤とすること。 イ 盛土材料は、原則同一材料とし、せん断強度が大きく、かつ圧縮性の小さい材料を使用すること。 ウ 土えん堤の高さは、施工実績の多い1.5m以下とすることが望ましいこと。 エ 高さが5mを超える場合は、直高5m以内ごとに幅2m以上の小段を設けること。 オ 土えん堤ののり面勾配は表-4.2.1に示す値より緩やかなものとし、すべりに対する安定計算を行い、その安全性を確認すること。 カ レキ及び砂はのり面部に使用しないこととする。 キ 天端幅は、3m以上とすること。 ク 土えん堤前面ののり尻には湧水等による崩壊防止のため、フトン管等により図-4.2.1.1のようなのり尻処理工を施工すること。 ③ その他 ア 土えん堤の一部に各種擁壁、ブロック積等を計画するものについては、4-1-15の規定に準じて、個々の構造物の安定及び貯留構造物の全体の安定について検討を行い、安全性を確認すること。構造については上記②に準ずるものとし、のり尻をフトン管で処理する場合は土えん堤と同じ1:2.0のもの。 イ 掘込み式の最終処分場について、埋立地内に地下水のある場合には、原則として地下水集排水設備を設置し地下水を常時排除できる構造とすること。掘込みの深さは、原則として表-4.1.8の切土高の上限までとする。</p>	<p>② 土えん堤 ア 均一型土えん堤とする。 イ 盛土材料は、同一材料とし、せん断強度が大きく、かつ圧縮性の小さい材料としてセメント改良土を使用する。 ウ 土えん堤の高さは、施工実績の多い1.5m以下とする。 エ 高さが5mを超える場合は、直高5m以内ごとに幅2m以上の小段を設ける。 オ 土えん堤ののり面勾配は表-4.2.1に示す値より緩やかなものとし、すべりに対する安定計算を行い、その安全性を確認すること。 カ レキ及び砂はのり面部に使用しない。 キ 天端幅は、3m以上とする。 ク 土えん堤はセメント改良土を使用しており、崩壊しにくい構造としている。 ③ その他</p>
4-2-2 浸透水集排水設備及び地下水集排水設備	<p>浸透水を埋立地から採取することができる設備が設けられていること。 ① 浸透水採取設備は埋立てられた廃棄物の層を通過した雨水等を採用して水質を検査することにより安定型廃棄物以外の廃棄物の混入の有無を確認するたためのものであり、埋立場所の変更に伴い、必要に応じて場所を変更して設置すること。(埋立をブロック別に行うような場合は、埋立をするブロック毎に浸透水集排水設備を設置する。)</p>	<p>地下水集水管(有孔管)を設けている。 ① 埋立場所の変更があった場合には、必要に応じて場所を変更して設置する。</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-2 安定型最終処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
	<p>② 浸透水集排水設備の構造は、廃棄物圧、動荷重及び基礎反力等により破損しない構造とし、以下を標準とする。(図-4.2.2参照)ただし、土えん堤の堤体内となる部分については、前後2m程度まで無孔管とし、その構造については盛土高により検討のこと。</p> <p>ア 管径：径200mm以上とし、水理計算により埋立地内部の雨水等を排出するのに十分な径とすること。</p> <p>イ 材質：管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。</p> <p>ウ フィルター材：集排水管を覆うフィルター材は、「道路土工-盛土工指針」(公社)日本道路協会、2010)の「4-9-5(2)1)ドレーン材料の選定」(巻末資料1.2)によること。</p> <p>エ 基礎材：暗渠排水溝の底が岩のような硬い地層のときは溝を深く掘り、基礎材として碎石を均質に突き固めて、管渠に集中荷重が加わらないようにすること。軟弱な地盤の場合は、碎石、砂利、砂などを必要な厚さに敷均し、管渠が不等沈下しないように処理すること。</p> <p>オ 浸透水集排水設備の枝管の配置間隔は20mを標準とする。(図-4.2.5参照)</p> <p>③ 埋立地内の雨水、浸透水を排除する施設として、以下を標準とする堅型集排水設備を設置すること。(図-4.2.3参照)</p> <p>ア 管径：径200mm以上とし、②の管径に同じとすること。</p> <p>イ 材質：管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。</p> <p>④ 埋立地内から多量の地下水が湧出する場合には、地下水を安全に排除できる地下水集排水設備を、浸透水集排水設備とは別系統で設置することが望ましい。構造等は上記②に準じること。</p>	<p>② 浸透水集排水設備の構造は、廃棄物圧、動荷重及び基礎反力等により破損しない構造とし、以下を標準とする。(図-4.2.2参照)ただし、土えん堤の堤体内となる部分については、前後2m程度まで無孔管とし、その構造については盛土高により検討のこと。</p> <p>ア 管径：水理計算により径200mm以上とした。</p> <p>イ 材質：管材は、ポリエチレン管とした。</p> <p>ウ フィルター材：集排水管を覆うフィルター材として、暗渠排水管は単粒度碎石4号(20~30mm)、堅型集排水は栗石(50mm~150mm)を設ける。</p> <p>エ 基礎材：暗渠排水溝の底が軟弱な地盤のため、幹線の場合50cm、支線の場合30cmで砂を敷均し、管渠が不等沈下しないように処理する。</p> <p>オ 浸透水集排水設備の枝管の配置間隔は20mを標準としている。</p> <p>③ 埋立地内の雨水、浸透水を排除する施設として、以下を標準とする堅型集排水設備を設置する。(図-4.2.3参照)</p> <p>ア 管径：径300mmであり、流下能力計算を行っている。</p> <p>イ 材質：管材は、ポリエチレン管とした。</p> <p>④ 地下水は埋立地内に影響しない。</p>
4-2-3 浸透水採取設備(集水ピット)	<p>① 浸透水集排水設備の流末部には、浸透水を溜め、採取することができる浸透水採取設備を設置すること。</p> <p>② 浸透水採取設備の構造は以下を標準とする。(図-4.2.4参照)</p> <p>ア 雨水等の混入を極力避け、純粋な浸透水が採取できる構造とすること。</p> <p>イ 浸透水を20リットル以上貯えることのできる構造とすること。</p> <p>ウ 土砂等の堆積を考慮した構造とし、堆積物の除去が可能であること。</p>	<p>① 浸透水集排水設備の流末部には、浸透水を溜め、採取することができる浸透水採取設備を設置する。</p> <p>② 浸透水採取設備の構造は以下を標準とする。(図-4.2.4参照)</p> <p>ア 縞鋼板を設けることで雨水等の混入は極力避け、純粋な浸透水が採取できる構造とした。</p> <p>イ 浸透水を337.5リットル貯えることのできる構造である。</p> <p>ウ 土砂等の堆積を考慮した構造とし、堆積物の除去が可能である。</p>
4-2-4 発生ガス採取設備	<p>① 安定型最終処分場において、ガスの発生の有無を確認する場合は、浸透水集排水設備、堅型集排水設備等を利用して行うものとする。</p> <p>② 発生ガス採取設備を設置する場合は、下記及び図-4.2.6のガス抜き設備の例を参考とすること。</p> <p>ア 位置：埋立廃棄物層が厚い場所か、埋立跡地に厚く盛土が施された場所に設ける。</p> <p>イ 管径：径200mm以上とする。</p> <p>ウ 材質：管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。</p>	<p>① 安定型最終処分場において、ガスの発生の有無を確認する場合は、浸透水集排水設備、堅型集排水設備、堅型集排水設備等を利用して行う。</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-2 安定型最終処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
4-2-5 地中温度測定施設	<p>① 安定型最終処分場において、地中温度の確認をする場合は、堅型集排水管、発生ガス採取設備、地下水監視井戸等を利用して行うものとする。</p> <p>② 地中温度測定施設を設置する場合は、埋立廃棄物層の中央部付近の温度測定が可能な深さとし、構造は下記を参考とすること。 ア 管径：径45mm以上とする。 イ 材質：管材は、十分な強度と耐腐食性を有するもの。</p> <p>③ 測定は、原則として熱電対式等の温度計を用いて行う。</p>	<p>① 安定型最終処分場において、地中温度の確認をする場合は、堅型集排水管、地下水監視井戸等を利用して行う。</p>
4-2-6 展開検査場	<p>① 安定型最終処分場には、安定型廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について展開検査を行う展開検査場を、原則として最終処分場内の埋立地以外の場所に設置すること。ただし、展開検査場が埋立地以外に確保できない場合であって、以下の②から④の構造を備えている場合には、埋立処分場が終了している場所（覆土が終了していること）で展開検査を行うこともやむを得ないものとする。</p> <p>② 広さは、搬入車両等から廃棄物を降ろし、展開することが可能で、かつ安定型廃棄物以外の廃棄物を回収できる広さであること。（図-4.2.7参照）</p> <p>③ 底面は、汚水等の地下浸透防止のため堅固な構造（鋼板、コンクリート等）とし、搬入車両の規格に応じて破壊されない構造とすること。</p> <p>④ 展開検査場の区域には、ダンピング時の進入防止区域明示のため囲いを設置し、容易に転倒、破壊されないものとする。</p>	<p>③ 測定は、熱電対式等の温度計を用いて行う。</p> <p>① 展開検査場の広さは搬入車両等から廃棄物を降ろし、展開することが可能で、かつ安定型廃棄物以外の廃棄物を回収できる広さが確保されており、底面は鋼板である。また、ダンピング時の進入防止区域明示のため、囲いを設置する。</p>
4-2-7 埋立施工	<p>① 貯留構造物の高さを超えて廃棄物を埋め立てないこと。ただし、以下の処置を行う場合はこの限りではない。</p> <p>ア 貯留構造物の天端に10m以上の小段を取り、のり面用土えん堤を設置して、その堤体下部にがれき類等の十分な支持力強度が得られる廃棄物を埋め立て、不等沈下を起こさぬように施工管理を十分に行った場合、この場合、のり面用土えん堤の構造は貯留構造物に準ずること。</p> <p>イ 貯留構造物の天端に10m以上の小段を取り、十分に緩やかな埋立廃棄物ののり面勾配をとる場合。この場合、必要に応じて、埋立廃棄物の土質試験を行うこと等により土質定数を決定し、埋立地、基礎地盤を含む安定計算を行うこと。</p>	<p>② 同上</p> <p>③ 同上</p> <p>④ 同上</p> <p>① 貯留構造物の高さを超えて廃棄物を埋め立てる。</p> <p>貯留構造物の天端に10m以上の小段を取り、十分に緩やかな埋立廃棄物ののり面勾配（安定計算より1:4.0）をとる。土質定数を決定し、埋立地、基礎地盤を含む安定計算を行った。</p>
	<p>② 埋立断面は図-4.2.8(A)によるものとする。ただし、最終処分場が小規模（埋立面積が1万㎡未満、又は埋立容量が5万㎡未満）な場合において、図-4.2.8(B)によることができるものとするが、2段以降ののり面用土えん堤の下には、がれき類等の十分な支持力強度が得られる廃棄物を埋め立て、不等沈下を起こさぬように施工管理を十分に行い、高さ1.5mを超える場合は10m以上の小段を取ること。</p>	<p>② 埋立断面は図-4.2.8(A)によるものとし、上部に①の構造で貯留構造物の高さを超えて廃棄物を埋め立てる。</p>

最終処分場の構造・設備指針への適合状況

4-2 安定型最終処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
	<p>③ 前項①、②にかかわらず、最終処分場の埋立高が5 m以下でかつ小規模（埋立面積が1 万㎡未満、又は埋立容量が5 万㎡未満）な場合にあつては、図-4.2.8（C）にできるものとする。</p> <p>④ 埋め立ては、原則として埋立地の下部から行うものとし、埋立地内には4-1-7の規定による埋立作業に適した場内道路を設けること。</p> <p>⑤ 埋め立ての進行にともなつて、埋立仕上がり面に表面排水路を設置すること。</p>	<p>③ 該当しない。</p> <p>④ 埋め立ては、原則として埋立地の下部から行うものとし、埋立地内には4-1-7の規定による埋立作業に適した場内道路を設ける。</p> <p>⑤ 埋め立ての進行にともなつて、埋立仕上がり面に表面排水路（土水路）を設置する。</p>

No. 12 構造・設備指針への適合状況

(2) 中間処理施設

構造・設備指針への適合状況

I 共通基準 区分	指針記載事項	対応内容
1 管理設備等	<p>① 処理施設区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。ただし、工場敷地内に設置する場合であって周囲に囲いがある場合、隣接する建築物などによりみだりに人が立ち入ることが困難な場合又は崖、河川などみだりに人が立ち入ることが困難な地形である場合には、この限りでない。</p> <p>② 囲いの構造等は、原則として表-1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧、地震その他の振動及び衝撃により、容易に転倒し、破壊されない安全な構造とすること。ただし、処理施設区域周辺に人家や交通量の多い道路のない地域にあつては、表-2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとすれば足りる。</p> <p>【表-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：地盤面より1.8m以上 ・規格・材質：鋼製ネットフェンス又は波形亜鉛引鉄板、概ね10m毎に1か所の風抜き（2m程度）を設置、支柱は耐久性のある材質とすること <p>（注）風抜きは、鋼性ネットフェンスと同等又はそれ以上の耐久性を有する構造とすること。</p> <p>【表-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ：地盤面より1.8m以上 ・規格・材質：有刺鉄線（1種）#14（径2.0mm以上）、支柱間隔は2.0m以内、張り間隔は0.3m以下の6本張り以上、支柱は末口15cm以上、長さ3m以上（根入れ1m以上）の耐久性のある材質とすること 	<p>① 処理施設区域の周辺には、みだりに人が立ち入るのを防止するための囲いを設置する。（最終処分場と共通事項）</p> <p>② 既設処分場と同じく高さ2.0mの波板亜鉛引鉄板構造とする。（最終処分場と共通事項）</p>
(2) 揭示板	<p>③ 出入口は原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。なお、門扉は原則として囲いと同等な構造のものであること</p> <p>① 保管施設にあつては様式第1に示す揭示板を、中間処理施設にあつては様式第2に示す揭示板を、積替え保管施設にあつては様式第3に示す揭示板を設けること。</p> <p>② 揭示板の設置位置は、原則、中間処理施設及び積替え保管施設にあつては門扉の付近、保管施設の付近とすること。</p>	<p>③ 出入口は1ヶ所とし、囲いと同等の構造を有し施錠できるものである。（最終処分場と共通事項）</p> <p>① 保管施設においては様式第1、中間処理施設においては様式第2に示す揭示板を設ける。</p> <p>② 中間処理施設の揭示板の設置位置は、門扉付近とし、保管施設にあつては建屋に設置する。</p>

構造・設備指針への適合状況

I 共通基準	区分	指針記載事項	対応内容
		<p>③ 保管施設の掲示板の付近には、保管の方法を示した図面を併せて掲示すること。</p> <p>④ 移動式中間処理施設にあつては、側面の見えやすい場所に設置すること。</p>	<p>③ 保管施設の掲示板の付近には、保管の方法を示した図面を併せて掲示する。</p> <p>④ 移動式中間処理施設ではない。</p>
	(3) 搬入道路等	<p>① 搬入道路に既存の道路を使用する場合は、大型車両の通行に支障が生じないよう、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置を行うこと。</p> <p>② 搬入道路を新設する場合は、必要に応じ、簡易舗装（舗装厚4cm）以上のアスファルト舗装とすること。</p>	<p>① 搬入道路は、現在利用している道路と同じ道路を利用し、一部拡幅を行う。（最終処分場と共通事項）</p> <p>② 搬入道路を新設し、その舗装構成は表層4cm、上層路盤9cm、下層路盤20cm、路床置換100cmとする。</p>
	(4) 消火設備等	<p>可燃性の廃棄物及び燃料等を取扱う場合は、消防法（昭和23年法律第186号。以下同じ。）及びその他関係法令を遵守し、消火器、貯水槽等の設置その他必要な防火措置を講ずること。</p>	<p>消火器の設置を行う。</p>
	(5) 散水設備	<p>必要に応じ、床洗浄等のための給水、散水設備を設けること。</p>	<p>散水設備を設ける。</p>
	(6) 洗車設備	<p>必要に応じ、搬入車両等に付着した泥を洗い落とすことができる設備（原則としてピット構造のものであること。）が設けられていること。</p>	<p>タイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができるピット構造の設備がすでに設けられている。（最終処分場と共通事項）</p> <p>当該設備から生ずる汚水は、必要に応じ、排水処理設備により沈砂池に流下し処理される。</p>
	(7) 搬入管理設備	<p>なお、当該設備から生ずる汚水は、必要に応じ、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。</p>	<p>既設の計量を行う設備がある。</p>
	(8) 受入設備等	<p>受け入れられる廃棄物の品目及び数量が当該施設の処理能力に見合った適正なものであることを確認するために、当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うことができる設備を設けること。</p>	<p>処理前後の廃棄物の貯留は、建屋内の床に固めて保管する。なお、施設の処理能力に応じ、十分な受入能力を有している。</p> <p>最終処分場の維持管理を行うための既存の管理事務所が処分場区域内にある。</p>
	(9) 管理事務所	<p>原則として、処理施設区域内に管理事務所を設置すること。</p>	
2 主要設備等			
2-1 中間処理設備			
	(10) 構造耐力	<p>建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計し、自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。</p>	<p>建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計し、自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全である。</p> <p>破砕機は電気で動くため、エンジンを使わず、排ガスを排出しない。また、処理施設は雨水の影響を受けない建屋内であり、処理に伴い使用する水の量は、廃棄物を湿らす程度であるため、外部へ流出しない。</p>
	(11) 腐食の防止	<p>廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス、排水及び使用する薬剤等によって施設が腐食することを防止するため、耐酸性、耐アルカリ性、耐熱性などの材料を用い必要な措置を講ずること。</p>	
	(12) 処理能力	<p>① 施設の処理能力は、計画処理能力を満たすこと。</p>	<p>① 施設の処理能力は、計画処理能力を満たす。</p>

構造・設備指針への適合状況

I 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
	② 実稼働時間が8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。(1時間当たりの公称能力を8倍したものを。)稼働時間が8時間以上の場合には、実稼働時間の定格標準能力とする。	② 稼働時間が8時間であるため、実稼働時間の定格標準能力とする。
2-2 公害防止設備等		
(13) 雨水排水路	処理施設区域には、雨水を適切に排除できる排水路を設けることとし、必要に応じて、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。	排水路を設け、最終処分場の沈砂池を通じて河川へ放流する。
(14) 排水処理設備	① 中間処理施設又は積替え保管施設から発生する汚水により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、性状に応じた排水処理設備を設けること。 ② 排水処理設備は、排水の水質を別表1に示す維持管理目標値まで処理することができるものであること。 ③ 処理施設区域には、必要に応じて、沈砂池を設置することとし、その構造は、原則として、「最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針」(平成18年6月6日付第200600011226号鳥取県生活環境部長通知)の「第4の②」の規定に準ずること。	① 破碎施設及び保管施設は建屋内に設置するため、雨水等の影響を受けない。そのため、汚水は発生しない。 ② 同上 ③ 「最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針」(平成18年6月6日付第200600011226号鳥取県生活環境部長通知)の「第4の②」の規定に準ずる沈砂池を設置している。
(15) 排ガス処理設備	① 中間処理施設から発生する排ガスにより周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、有害ガス除去設備及び集じん設備等排ガス処理設備を設けること。 ② 排ガス処理設備は、別表2に示す維持管理目標値に適合させることができるものであること。	① 本中間処理施設は焼却施設ではなく、排ガスを発生させない。 ② 同上
(16) 悪臭防止設備	中間処理施設又は積替え保管施設から発生する悪臭により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、悪臭防止設備を設けること。 なお、当該設備は、別表3に示す維持管理目標値まで処理することができるものであること。	腐敗性のものは取り扱わないため、悪臭の発生はない。 同上
(17) 騒音及び振動防止設備	中間処理施設又は積替え保管施設から発生する騒音及び振動により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、騒音及び振動防止設備を設けること。 なお、当該設備は、別表4に示す維持管理目標値に適合する設備であること。	破碎機は建屋内に設置され、敷地境界上での予測騒音レベル及び予測振動レベルは維持管理目標値を超えない。 同上
(18) 飛散及び流出防止設備	① 中間処理施設又は積替え保管施設には、廃棄物の飛散及び流出を防止することができる構造又は必要な設備が設けられていること。 また、廃棄物の破碎等により発生する粉じんにより周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、集じん機等粉じん防止設備を設けること。	① 破碎処理に伴い発生する粉塵は散水装置により、少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集塵装置(サイクロン)を設置し、粉塵の飛散を防止する。 同上

構造・設備指針への適合状況

I 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
	<p>② 液状廃棄物を取扱う施設にあっては、事故時における受入設備その他の設備からの流出を防止するため、鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けること。 なお、流出防止堤の容量は、槽又は容器容量（複数の容器で保管する場合は、最大容量の容器1個に係る量）の110%以上とし、配管等は流出防止堤に貫通させて設置しないこと。</p>	<p>② 液状廃棄物は取り扱わない。 同上</p>
<p>3 特別管理廃棄物の中間処理施設</p>		
(1) 処理施設の構造	<p>特別管理廃棄物の処理施設は1及び2に掲げる規定によるほか地上式とし、受入設備、貯留設備を設ける場合であっても同様とす</p>	<p>特別管理廃棄物は扱わない。</p>
(2) 水質監視井戸	<p>特定有害産業廃棄物（廃石綿等を除く。）の中間処理施設には、地下水の汚染を監視することができるとする適当な位置に第一層までの深さを有する水質監視井戸を1か所以上設けること。</p>	<p>同上</p>
(3) 分析装置	<p>管理事務所には、取り扱う特別管理廃棄物の性状に応じた、pH計、電気伝導率に係る水質測定装置、有害物質に係る分析装置及びその他必要な分析装置を備えること。</p>	<p>同上</p>

構造・設備指針への適合状況

II 保管施設・積替え保管施設

区分	指記載事項	対応内容
1 廃棄物の保管施設の主要設備	<p>廃棄物の保管施設の主要設備の構造は、次のとおりとする。ただし、保管施設を工場等の建屋内部に設置する場合には、建屋又は屋根は不要とする。</p>	
(3) 廃プラスチック類等の保管設備	<p>廃プラスチック類（廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものを除く。）、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず及び廃石膏ボードは建屋内に保管するものとし、次の要件を備えること。</p> <p>① 産業廃棄物を保管する建屋を産業廃棄物の保管以外の用途にも供用する場合には、外周仕切（囲い）により産業廃棄物の保管区域が明確に区分されていること。</p> <p>② 保管量の合計は、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。ただし、建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くずであつて、分別されたものに限る。）の再生を行う施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量とする。</p>	<p>木くずは建屋内に保管する。</p> <p>① 産業廃棄物を保管する建屋を産業廃棄物の保管以外に破砕機が稼働するため、産業廃棄物の保管区域を明確に区分する。</p> <p>② 保管量の合計は、上限を超えていない。 処理能力：木くず88トン/日=110m³/日（木材単位重量0.8t/m³） 保管上限：110×28=3080m³ 計画保管能力：木くず131m³、木チップ131m³ 以上から保管上限を満たしている。</p>

構造・設備指針への適合状況

Ⅲ 中間処理施設（特定小型焼却施設を除く。）の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
7 破碎・圧縮・切断施設		
7-1 主要設備		
(1) 設置場所	<p>① 破碎機、圧縮機、切断機は、原則として建屋内に設置すること。ただし、がれき類又はガラスくず類（廃石膏ボードを除く。以下同じ。）の破碎施設にあっては、この限りでない。</p> <p>② 必要に応じて、建屋はしや音構造のものであること。</p>	<p>① 破碎機は、建屋内に設置する。</p> <p>② 敷地境界上での予測騒音レベル及び予測振動レベルは維持管理目標値を超えない。</p>
(2) 粉じん防止措置	<p>① 破碎機、圧縮機、切断機を屋内に設置する場合は、粉じんが建屋から周囲に飛散することを防止するため、必要に応じて建屋内に集じん装置を設置すること又は粉じん発生箇所に覆いの設置若しくは散水装置を設置すること。</p> <p>② がれき類又はガラスくず類の破碎施設を屋外に設置する場合にあっては、周囲の状況に応じて、粉じん発生箇所に覆い若しくは散水装置を設置すること。</p>	<p>① 破碎処理に伴い発生する粉塵は散水装置により、少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集塵装置（サイクロン）を設置し、粉塵の飛散を防止する。</p> <p>② 破碎施設を屋外に設置しない。</p>
(3) 排水処理設備	<p>がれき類又はガラスくず類の破碎施設を屋外に設置する場合にあっては、場内の汚水を集水し、必要に応じて、pH調整及び懸濁物質沈殿等の処理をすることができること。</p>	同上
7-2 付帯設備		
(1) 受入設備	<p>受入設備を設ける場合は、廃棄物の種類に応じてⅡの(2)又は(3)によること。</p>	<p>処理前後の廃棄物の貯留は、建屋内の床に固めて保管する。なお、施設の処理能力に応じ、十分な受入能力を有している。</p>
(2) 処理後の破碎物等の貯留設備	<p>処理後の破碎物等の貯留設備を設ける場合にあつては、廃棄物の種類に応じて、Ⅱの(2)又は(3)の規定によること。</p>	同上
(3) 水質測定装置等	<p>管理事務所には、騒音、振動、pHに係る測定装置が備えられていること。ただし、施設の種類及び規模によって、騒音の測定装置のみとすることができること。</p>	<p>管理事務所には、騒音、pHに係る測定装置が備えられている。</p>